

次期ごみ処理施設整備に係る
基本計画等策定業務委託

プロポーザル実施要領

令和4年6月

泉南清掃事務組合

[目次]

1	目的	1
2	プロポーザルの概要	1
3	参加資格	3
4	実施スケジュール	5
5	関係資料の交付	5
6	質問書の受付期間及び質問書の回答	6
7	参加表明書等の提出期限	6
8	技術提案書等提出期限	6
9	審査	6
10	費用負担	8
11	失格要件	8
12	業務委託契約の締結	9
13	その他事項	9
14	事務局（問い合わせ先）	10
(別表1)	参加表明書等	11
(別表2)	技術提案書等の提出	13
(別表3)	評価基準	14

次期ごみ処理施設整備に係る基本計画等策定業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

泉南清掃事務組合（以下、「本組合」という。）では、泉南市及び阪南市（以下、「構成市」という。）を圏域とする一般廃棄物（ごみ）の中間処理を実施しており、既存敷地には、稼働より36年が経過する泉南清掃工場（破砕設備を併設する焼却施設）、稼働より27年経過する不燃物処理資源化施設（以下、「リサイクル施設」という。）及び平成29年3月に竣工した粗大ごみ選別ストックヤードを有しており、その他、温水プール及び構成市の清掃庁舎を有している。

次期ごみ処理施設整備に係る基本計画等策定業務（以下、「本業務」という。）においては、泉南清掃工場及びリサイクル施設が老朽化していることから、既存の廃棄物中間処理施設を稼働しながら、既存敷地内での建て替えを計画しているところであり、建て替えに必要な計画的支援業務、並びに建設工事等に係る発注支援業務を実施するものである。

なお、本業務は価格面の他、廃棄物処理事業の特殊性から、環境に配慮した高度な専門知識、豊富な経験や実績、技術力等の高度な設計能力を有する事業者を契約候補者として選定するため、事業者の体制や従事予定者の業務実績、事業の実施に当たっての課題等に対する理解の程度や解決能力等について、総合的に評価するプロポーザル方式を採用し、また、本実施要領により、本業務の契約候補者の選定にあたるプロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザルの概要

1) 業務名

次期ごみ処理施設整備に係る基本計画等策定業務委託

2) 計画対象施設

- ①エネルギー回収型廃棄物処理施設
- ②マテリアルリサイクル処理施設

3) 計画対象地域

泉南市・阪南市

4) 業務内容

業務の内容は次のとおりであり、概要は別添「次期ごみ処理施設整備に係る基本計画等選定業務委託仕様書」によるものとするが、本事業を進める上で、施設の建設に必要な調査、設計等の技術提案書を求めるものであり、その詳細は、契約者と協議のうえ、決定する。

- ①施設整備基本計画・基本設計
- ②PFI 等導入可能性調査
- ③地質等調査
- ④造成基本設計・実施設計
- ⑤ごみ処理施設発注支援業務
- ⑥その他関連業務

5) 履行期間

契約締結日～令和7年3月31日

想定する内訳は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ①施設整備基本計画・基本設計 | 契約締結日～令和6年3月31日 |
| ②PFI 等導入可能性調査 | 契約締結日～令和5年3月31日 |
| ③地質等調査 | 契約締結日～令和7年3月31日 |
| ④造成基本設計・実施設計 | 令和5年4月
～令和7年3月31日（予定） |
| ⑤ごみ処理施設発注支援業務 | 令和5年4月
～令和7年3月31日（予定） |
| ⑥その他関連業務 | 契約締結日～令和7年3月31日 |

6) 見積限度額（契約限度額）

見積限度額 141,647,000 円

（令和4年度：33,964,000 円、令和5年度以降：107,683,000 円）

いずれの金額も、消費税及び地方消費税相当額含む

3 参加資格

参加者の資格要件は、次にあげる事項を全て満たす者とする。

- 1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- 2) 公告の日において本組合の構成市において令和 4 年度の「測量・コンサルタント」関係、もしくは「役務提供」関係の入札参加資格を有していること。（どちらかの市に登録していればよい。）
なお、構成市に登録する入札参加資格の申請で支店等に委任している場合は、受任者名とする。
- 3) 「プロポーザル参加表明書等」の提出日から契約締結の日までの間に、構成市から指名停止を受けていないこと。
- 4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- 5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- 6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- 7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- 8) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- 9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号。以下、「新法」という。)第 17 条第 1 項もしくは第 2 項の規定による更生手続開始の申立て{同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下、「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下、「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。}をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者が、その者に係る新法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生

手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- 10) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 11) 他の参加者との間に資本もしくは人事面において関連がないこと。資本もしくは人事面で関連がある場合とは、次の①から⑤までのいずれかに該当することをいう。
 - ①会社(会社法第 2 条第 1 項第 4 号の規定による親会社をいう) と子会社(会社法第 2 条第 1 項第 3 号の規定による子会社をいう) の関係にある場合
 - ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ③一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ④一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ⑤上記①から④と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- 12) 大阪府に本社(本店)、支社(支店) 又は営業所等を有すること。
- 13) 「建設コンサルタント登録規定(昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号)」の廃棄物部門に登録があること。
- 14) 一般廃棄物処理施設の設計、建設等に係る技術的専門知識と豊富な実務経験を有する者として、管理技術者と照査技術者を配備すること。
- 15) 管理技術者は、国又は地方公共団体(一部事務組合、広域連合等を含む。)から発注された次の業務について、管理技術者としての完了実績があること。
 - ①焼却施設整備に係る施設基本計画
 - ②焼却施設整備に係る P F I 等導入可能性調査
 - ③焼却施設整備に係る発注支援
- 16) 管理技術者及び照査技術者は 1 年以上の直接的な雇用関係にあること。
- 17) 管理技術者及び照査技術者の兼務は認めない。
- 18) 管理技術者及び照査技術者は、「プロポーザル参加表明書等」の提出日において、技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)で定める次の資格取得後 10 年以上を経過している者であること。

- ①技術士法に基づく技術士(衛生工学部門—廃棄物関係)
- ②技術士法に基づく技術士(総合技術管理部門—衛生工学—廃棄物関係)

4 実施スケジュール

想定する実施スケジュールは次のとおりであるが、二次審査以降の日程については変更する場合がある。

項 目	日 程
募集の公告（実施要領等の配布）	令和4年6月20日
質問書の受付期間	公告の日から 令和4年6月27日 午後4時まで
質問書の回答	令和4年7月4日までに
参加表明書等の提出期限	令和4年7月5日 午後4時まで
一次審査結果発表(通知)	令和4年7月19日
技術提案書等の提出期限	令和4年8月1日 午後4時まで
ヒアリングの実施(予定)	令和4年9月初旬(決定次第通知)
二次審査結果発表(通知)	令和4年9月中旬予定

5 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は次のとおりとする。

配布については、本組合ホームページから公表・配布するものとし、窓口及び郵送での配布は実施しないものとする。

- ①次期ごみ処理施設整備に係る基本計画等策定業務委託プロポーザル実施要領
- ②次期ごみ処理施設整備に係る基本計画等策定業務委託仕様書
- ③各種様式
- ④契約書(案)

6 質問書の受付期間及び質問書の回答

プロポーザル実施に係る質問及び回答は、次のとおり実施する。
質問は要旨を簡素にまとめ提出すること。

- 1) 受付期間 公告の日から令和4年6月27日 午後4時まで
- 2) 提出先 事務局
- 3) 提出書式 質問書(様式2)
- 4) 提出方法
 - ①電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はFAXによる受付は実施しない。
 - ②電子メールの表題は「次期ごみ処理施設整備に係る基本計画等策定業務委託プロポーザル質問書」として送信すること。
 - ③電子メール送信後、必ず電話で連絡を取ること。
電話による着信確認を行わなかった場合、質疑は無かったものとして取り扱う。
- 5) 回答締切日 令和4年7月4日
- 6) 回答方法 本組合で取りまとめ、回答日までに本組合ホームページに掲載する。

7 参加表明書等の提出期限

- 1) 提出期限 令和4年7月5日 午後4時まで
 - 2) 提出先 事務局
 - 3) 提出方法 持参に限る
 - 4) 提出書類及び (別表1) のとおり
提出部数
- ※提出期限と同時に書類の配布を終了します。

8 技術提案書等提出期限

- 1) 提出期限 令和4年8月1日 午後4時まで
- 2) 提出先 事務局
- 3) 提出方法 持参に限る
- 4) 提出書類及び (別表2) のとおり
提出部数

9 審査

- 1) 審査委員会

技術提案書の審査は、「泉南清掃事務組合次期ごみ処理施設整備専門委員会」(以下、「専門委員会」という。)において行う。

本プロポーザルに関して、参加者が1者の場合は、当該1者について専門

委員会において内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

2) 一次審査結果発表(通知)

提出された参加表明書等を専門委員会にて審査し、二次審査の技術提案書提出要請者を選考する。

一次審査の結果は、上位3者程度を二次審査の対象者とする。

①一次審査結果 令和4年7月19日
発表(通知)

②通知方法 参加表明書(様式1)に記載された担当者へ電子メールにより速報し、通知書原本は後日郵送する。

3) ヒアリング(プレゼンテーション及び質疑応答)の実施(予定)

①実施日 令和4年9月初旬予定

②場所 詳細は後日通知する。

③ヒアリング(プレゼンテーション及び質疑応答)の手順等

ア) 出席者は管理技術者を含め計3名以内とする。

イ) プレゼンテーション及び質疑への応対は管理技術者が応対すること。
なお、管理技術者以外の出席者は、管理技術者の応対内容の補足を可能とする。

ウ) プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書(拡大したもの又はプロジェクター等を使用した拡大映像の使用は可)を使用し、新たな技術資料は認めない。

エ) 本組合はプレゼンテーションに使用する機器等の電源のみ提供する。
(交流単相100V電源のみ。コードリールで供給するため、各機器の接続用延長コード等は用意すること。)
また、プレゼンテーションに使用するスクリーン、プロジェクター及びパソコン等は参加者が用意すること。
ただし、既に本組合が設置しており代用が可能な場合は、その使用は可能とする。

なお、会場等の下見は適宜、応じるものとする。

オ) プレゼンテーション前の準備時間は20分、プレゼンテーションの時間は20分以内とし、その後に質疑応答を20分程度行う予定である。

カ) ヒアリングに参加しない場合は、原則として審査の対象としない。

4) 評価基準

審査項目及び評価基準の概要は(別表3)のとおり

5) 二次審査結果発表(通知)

一次審査書類、二次審査書類、ヒアリング、価格評価について厳正に審査を行ったうえで優先候補者として、最優秀者1者、次点者1者を特定する。

二次審査の結果は技術提案書を提出した全てのものに対して、次のとおり通知する。

なお、審査結果への質問及び異議申し立ては一切受け付けない。

①二次審査結果 令和4年9月中旬予定
発表(通知)

②通知方法 参加表明書(様式1)に記載された担当者へ電子メールにより速報し、通知書原本は後日郵送する。

10 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

11 失格要件

- 1) 提出期限までに必要となる書類が提出されない場合
- 2) 概算見積書の合計金額が、委託限度額を超える場合
- 3) 虚偽の内容が記入されている場合
- 4) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- 5) 本実施要領に違反すると認められる場合
- 6) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- 7) 提案書の説明及びヒアリングに遅刻又は欠席した場合
- 8) その他、著しく信義に反する行為等があった場合

1 2 業務委託契約の締結

- 1) 最優秀者に対し、本業務の契約に係る優先交渉権を付与する。
- 2) 最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。
- 3) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、契約する事業者と本組合との協議により、必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約額が見積書の額と同額になるとは限らない。
- 4) 契約交渉により本組合と合意に至った場合には、契約限度額の範囲内で随意契約を締結する。
- 5) 契約保証金については、泉南清掃事務組合財務規則（平成6年8月1日規則第2号）に基づくものとする。
- 6) 契約の締結後においても、受託者が本手続において失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除し、違約金を要求することがある。

1 3 その他事項

- 1) 提出された書類は返却しない。
- 2) 技術提案書の提出を辞退しても、これを理由として、以後の指名等において不利益な取り扱いを受けることはない。
- 3) 提出後の書類の追加及び修正は認めない。
- 4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じる責任は、全て提案者が負うものとする。
- 5) 提案の著作権は、提案者に帰属する。ただし、受託者として契約したときは、成果物の著作権を含む全ての知的財産は本組合に帰属する。
- 6) 書類の到達確認は、参加者の責任において行うものとし、本組合で到着が確認できない書類については、到着していないものとして取り扱う。
- 7) 提出書類に記載した管理技術者、照査技術者及び主担当技術者は、死亡、または退職等、真にやむを得ない場合を除き変更することはできない。
- 8) 本業務の主たる部分の再委託は認めない。
- 9) 管理技術者は打合せ等に必ず出席することとし、原則、管理技術者が欠席する打合せ等は開催しない。
- 10) 提出された提案書等は、泉南清掃事務組合情報公開条例（平成12年12月27日条例第1号）に基づく情報公開請求の対象とする。

1 4 事務局（問い合わせ先）

泉南清掃事務組合 事業課

〒599-0201

大阪府阪南市尾崎町 532 番地

担当：事業課 栗阪（くりさか）、八塚（やつづか）

TEL. 072-484-0581 FAX. 072-484-1011

Email: r4-bid-1@sennanseisou.jp

※窓口：泉南清掃工場 3 階 管理事務所

対応は平日のみ、8：30～17：00

(別表 1) 参加表明書等

No.	提出書類	留意事項	提出部数
1	参加表明書	様式 1	1 部
2	表紙	様式 3	10 部
3	会社概要調書	様式 4 <ul style="list-style-type: none"> ・会社概要と対応業務、技術等について記入 ・最新の決算報告書の提出 	10 部
4	業務実績調書	様式 5-1～3 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度～令和 3 年度に国又は地方公共団体（一部事務組合、広域連合等含む）が発注した業務実績について記入すること ・元請として契約した業務 ・令和 4 年 3 月 31 日までに完了した業務 ・様式 7 に記入した実績を除く ・5 件を上限とすること ・記入した業務については、履行が確認できる書類（完了 TECRIS 登録又は契約書の場合は委託仕様書(写)及び完了が確認できる書類を添付すること） 	10 部
5	技術士一覧表	様式 6 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物分野における技術士を記入すること ・技術士資格登録証又は合格証の写しを添付すること 	10 部
6	管理技術者調書	様式 7-1 <ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない ・1 年以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類（※ 1）を添付すること 	10 部
7	管理技術者業務実績調書	様式 7-2～様式 7-4 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度～令和 3 年度に国又は地方公共団体（一部事務組合、広域連合等含む）が発注した業務実績について記入すること ・元請として契約した業務 ・令和 4 年 3 月 31 日までに完了した業務 ・10 件を上限とすること ・管理技術者としての完了実績（1 件以上） ・記入した業務については、履行が確認できる書類（完了 TECRIS 登録又は契約書の場合は委託仕様書(写)、担当したことが証明できる書類及び完了が確認できる書類を添付すること） 	10 部

8	照査技術者調書	様式8 ・照査技術者は、管理技術者を兼ねることができない ・1年以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類（※1）を添付すること	10部
9	資本関係・人的関係等に関する調書	様式9 ・建設コンサルタント登録規定の廃棄物部門に登録のある事業者と資本関係・人的関係等がない場合は、本様式下段の「該当なし」に「○」を記入し、その他の欄に記載する必要はない	10部
10	役員名簿	様式10 ・様式9で「該当なし」の場合は、提出を省略できる	1部
11	使用印鑑届	様式11 構成市の入札参加資格者申請に用いた、使用印を押印すること	1部
12	辞退届	様式12 辞退の場合、提出すること	1部

（※1）1年以上の雇用関係にあることを証明する書類として、健康保険証(写)を添付する場合は、プライバシー保護の観点から、被保険者等記号・番号等をマスクングして提出してください。なお、被保険者等記号をマスクングすることにより、事業所の名称が確認し難い場合は、別途確認させていただきます。

(別表 2) 技術提案書等の提出

	提出書類	内 容	提出部数
1	表紙	様式 13	10 部
2	技術提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は任意様式とする ・横書き、左とじ、両面印刷 ・下記に示す①～⑤で指定するページ以内にまとめる。(表紙及び目次は除く) ・文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする (図表に用いる文字はこの限りではないが読みやすい大きさとする) ・カラー等の使用は任意とする ①業務の実施方針 (A 4 版× 2 ページ以内) ②業務の実施体制 (A 4 版× 2 ページ以内) ③業務の実施方法 (A 4 版× 4 ページ以内) ④業務スケジュール (A 3 版× 1 ページ以内) ⑤その他提案 (A 4 版× 1 ページ以内) 	10 部
3	概算見積書	様式 14	10 部
	内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 14 の各業務に関する内訳書は任意様式とし、あわせて各年度別に要する費用を添付すること。 ・それぞれ消費税及び地方消費税を除いた額で記入すること。 	10 部

(別表3) 評価基準

一次審査			
	評価項目	評価基準	配点
企業 評価	企業の信頼性	財務諸表	60
	資格者数	廃棄物分野における技術士資格保有者数	
	企業実績	国又は地方公共団体が発注する焼却施設に係る施設基本計画業務実績	
		国又は地方公共団体が発注する焼却施設に係るPFI等導入可能性調査業務実績	
管理技術者 評価	管理技術者の業務実績	国又は地方公共団体が発注する焼却施設に係る施設基本計画業務実績	
		国又は地方公共団体が発注する焼却施設に係るPFI等導入可能性調査業務実績	
		国又は地方公共団体が発注する焼却施設に係る発注支援業務実績	
二次審査			
	評価項目	評価基準	配点
提案書 等評価	業務の実施方針	業務の目的や業務内容の理解度、具体的な実施方針が示されているか	80
	業務の実施体制	業務の実施体制や技術対応が十分に確立されているか	
	業務の実施方法	実施業務において、具体的・効果的な提案がなされているか	
	その他提案	本業務を実施するうえで有効な提案がなされているか	
	ヒアリング・ 質疑応答	業務を十分理解しているか 取り組みに意欲を感じられるか 説明及び質疑に対する応答の的確性	
	価格評価	業務に対する見積内容は適切か	10
一次審査、二次審査合計			150

- ※1 技術提案書等の評価は、審査員の評価平均点を得点とする。
小数点以下になる場合は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位までを得点とする。
- ※2 一次審査、二次審査の合計点（150点中）の最低基準点を90点以上とし、最低基準点を満たさない提案者は選定しない。
- ※3 採点結果が同点の場合は、提案書等評価の配点が高い応募者を最優秀者とする。
更に同点の場合は、見積金額が低い応募者とするが、見積金額も同額である場合は、審査委員の投票とする。
なお、得票数も同じ場合は、委員長が投票した応募者とする。